

物価高対応子育て応援手当の支給について

1. 事業概要

物価高の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人当たり2万円を支給する。

2. 支給対象者、支給方法等

(1) 支給対象者

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等

※対象児童には、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれる新生児を含む。

(2) 支給見込数

41,000世帯（児童60,000人）

- 〈内訳〉 ① 児童手当受給者 35,000世帯（児童 54,000人）
② 公務員 4,000世帯（児童 4,000人）
③ 新生児 2,000世帯（児童 2,000人）

(3) 支給方法

- ① 児童手当受給者は、プッシュ型で支給（申請不要）
② 公務員は、所属庁から配付される申請書（所属庁の証明）により支給
③ 新生児は、児童手当認定済みの方はプッシュ型で支給。それ以外の場合は申請により支給

3. 補正予算額

- (1) 歳出 1,221,904千円 〈内訳〉 子育て応援手当1,200,000千円、システム・コールセンター経費12,408千円、郵送料等9,496千円
(2) 歳入 1,221,904千円 〈内訳〉 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金（補助率 国10/10）

4. 区民への周知

- ・児童手当受給者へ通知を送付する。
- ・区ホームページや広報紙等へ掲載し、申請手続きの周知を図る。

5. スケジュール（予定）

令和8年1月中旬	区ホームページ・広報紙等へ掲載、コールセンター開設、要申請者の申請受付開始
1月下旬～2月上旬	プッシュ型の対象者（児童手当受給者）へ支給開始
2月下旬	要申請者の支給開始
4月中旬	申請受付終了（支給は5月下旬まで）